

騒音規制法に係る特定建設作業一覧

根拠法令(法第2条、令第2条別表第2)

特 定 建 設 作 業		規 模 用 件 等
1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを越えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15KW以上のものに限る。 ・さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	・コンクリートプラントは、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。 ・アスファルトプラントは、混練機の混練重量が200Kg以上のものに限る。 ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	バックホウは、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80KW以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70KW以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40KW以上のものに限る。

※ 一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものとは、低騒音型・低振動型建設機械であつて平成9年9月22日付け環境庁告示第54号で公示された型式の機種

※ 当該作業が、その作業を開始した日に終わるものを除く。(令第2条)

振動規制法に係る特定建設作業一覧

根拠法令(法第2条、令第2条別表第2)

特 定 建 設 作 業	
1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破壊機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを越えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業 (舗装版破壊機と同様に2地点間の最大距離が50メートルを越えない作業に限る。)

山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく特定建設作業一覧 (騒音規制関係)

根拠法令(条例第2条第6項、規則第4条別表第3)

特 定 建 設 作 業		規 模 規 模 等
1	くい打機を使用する作業	アースオーガーと併用する作業に限る。
2	パワーショベルを使用する作業	最高出力100馬力以上のディーゼルエンジンを使用するもの
3	バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80KW未満のものに限る。
4	コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつて、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。